

(財)おおいた勤労者サービスセンターをご存知ですか？

財団法人おおいた勤労者サービスセンターでは、中小企業で働く皆さんを福利厚生面からサポートするため、様々な事業を行っています。月々わずかな掛金で、社員の皆さんが多彩なサービスを受けられます。ぜひ、この機会に加入を検討してみませんか？

慶弔給付事業

会員にお祝いごとやお見舞いごとがあった時に、結婚記念祝金、傷病見舞金、死亡弔慰金などの給付金を受け取ることができます。

健康の維持増進事業

一般健康診断、人間ドック、脳ドックについての健康診断補助やスポーツ施設利用補助などを行っています。

自己啓発事業

ガーデニング教室などの開催や各種講座の受講補助、演劇・コンサート等のチケットの購入補助を行っています。

余暇活動事業

会員が家族や職場の仲間同士で気軽に参加できる事業を実施しています。(提携ツアー、旅行補助、レクリエーション補助 など)

- 入会金・月会費(1人あたり)：入会金 300円(初回のみ)、月会費 800円
- 入会できる方：大分市、由布市内の事業所で働く勤労者と事業主
大分市、由布市内に居住し、市外の事業所で働く勤労者と事業主



【お問い合わせ先】

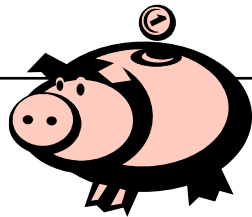
(財)おおいた勤労者サービスセンター TEL: 097-548-5500

退職金の準備は万全ですか？

大分市では、“特定退職金共済制度(特退共)”にはじめて加入した事業主に対して、掛金の一部を2年間補助しています。今号では、その内容を紹介します。

大分市中小企業退職金共済掛金補助制度

- 対象者
以下の3つの条件を全て満たす事業主が対象になります。
①事業所としてはじめて特定退職金共済制度に加入した事業主であること
②市内に事業所を有し、市税を完納している事業主であること
③常時雇用する従業員数が100人以下(卸売業、小売業、サービス業は20人以下)であること
- 補助金額
掛金の20%以内の額(ただし1人あたりの補助上限額は月額1,000円)



特退共以外にも“中小企業退職金共済制度(中退共)”や“建設業退職金共済制度(建退共)”などの制度があります。退職金制度は、従業員の勤労意欲の向上や退職後の生活の安定のためだけでなく、事業主にとっても、雇用を安定化させ従業員との信頼関係を強化させる効果が期待できます。

ぜひ、この機会に皆さんの事業所でも、制度の導入についてご検討ください！

【お問い合わせ先】

大分市 商工労政課 TEL: 097-537-5964

※特定退職金共済制度への加入や内容については、大分商工会議所、大分県中小企業団体中央会、野津原町商工会へお問い合わせください。

ワークLIFEおおいた 第13号(2012年11月発行)

大分市 商工農政部 商工労政課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL: 097-537-5964 FAX: 097-533-9077 MAIL: rousei@city.oita.oita.jp

☆本紙は、大分市ホームページからもご覧いただけます。(大分市HP: <http://www.city.oita.oita.jp/>)

ライフ

ワーク LIFE おおいた

第13号

2012
Nov



障がい者と働く職場(大分市商工労政課)

◆ トピックス ◆

- 平成25年4月から障がい者の法定雇用率が引き上げられます
- 有期労働契約の新しいルールができました

障がい者の法定雇用率が引き上げられます

平成 25 年 4 月 1 日から、障がい者の法定雇用率が以下のように変わります。全ての事業主は、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成 25 年 4 月 1 日以降
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県の教育委員会	2.0%	2.2%

今回の法定雇用率の変更に伴い、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、**従業員数 56 人以上から 50 人以上**に変わります。従業員数が 50 人以上 56 人未満の事業主の皆さんは特にご注意ください。

障がい者を雇い入れる場合や雇い入れに際して施設の整備などを行う場合は、特定求職者雇用開発助成金や障害者試用雇用（トライアル雇用）奨励金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金など各種支援制度を利用することができます。

【お問い合わせ先】

大分労働局 職業安定部 TEL：097-535-2090
 ハローワーク大分 TEL：097-538-8609
 大分高齢・障害者雇用支援センター TEL：097-548-6691



「知的・精神障がい者雇用促進事業」を実施しています！！

大分市では、平成 21 年度から障がい者の雇用促進と職業の安定、就業機会の拡大を図ることを目的に、知的・精神障がい者雇用促進事業に取り組んでいます。

この事業で採用された障がい者は、大分市役所に勤務し庁内の各課から寄せられる様々な仕事をしながら、社会人としてのマナーやルールも勉強しています。ぜひ彼らを採用してみませんか？

（今号の表紙は、彼らの職場での様子です。毎日仕事を頑張っています！）

○大分市知的・精神障がい者雇用促進事業の概要

仕事内容	事務作業を中心に、各課から依頼を受けた仕事に取り組んでいます。（郵便物の発送準備（シール貼り、封入、封緘）、データ入力、会議録のテープおこしなど）
市役所での勤務日数・時間	勤務日数：1 ヶ月 17 日 勤務時間：1 日 6 時間（9:15～16:15 うち 1 時間休憩時間）

事業所のメリット

- ・大分市役所での勤務を通じて、一定の社会経験（就労経験）を積んでいます。
- ・個人の特徴を十分に把握できており、企業のニーズにマッチした人選ができます。
- ・他の支援機関とも常時連携をとっており、就労後のフォローもスムーズにできます。

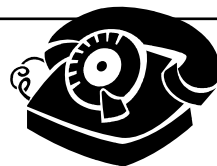
実習を通すことで、職場へのスムーズな定着が期待できます

1 ヶ月程度の実習をさせていただき、事業所の意向と本人の意向をもとに採否を判断していただきますので、採用後の職場への適応も心配ありません。（実習時の勤務日数や勤務時間は、市役所での勤務形態を基本としますが、相談に応じます。）また、実習期間中も、本市の支援員が随時フォローし、賃金や交通費など事業所側の金銭的な負担もありません。

まずは、お気軽にお問い合わせください！！

【お問い合わせ先】

大分市 商工労政課 TEL：097-537-5964



有期労働契約の新しいルールができました

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成 24 年 8 月 10 日に公布されました。今回の改正では、有期労働契約について、下記の 3 つのルールを規定しています。

有期労働契約とは、1 年契約、6 ヶ月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず、有期労働契約で働く人であれば、新しいルールの対象となります。

I. 無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

II. 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

III. 不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

○施行期日

- II → 平成 24 年 8 月 10 日（公布日）
- I, III → 公布日から起算して 1 年を超えない範囲内で政令で定める日

今回の労働契約法の改正は、有期労働契約に起因する様々な問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。有期労働契約の利用にあたっては、法改正の趣旨および内容を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

また、**大分労働局では、平成 24 年 12 月 12 日（水）午後 2 時から大分県医師会館大ホールで改正労働契約法説明会を開催する予定です。**

【お問い合わせ先】

大分労働局 労働基準部 監督課 TEL：097-536-3212

公正な採用選考を行いましょ

就職の機会均等を確保するためには、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考を実施することが不可欠です。採用選考の際に、次のような事項を記載させたり尋ねたりすることは就職差別につながる恐れがあります。

<本人に責任のない事項の把握>

本籍・出生地に関する事、家族に関する事、住宅状況に関する事、生活環境・家庭環境などに関する事

<本来自由であるべき事項の把握>

宗教に関する事、支持政党に関する事、尊敬する人物に関する事、思想に関する事、労働組合・学生運動など社会運動に関する事、購買新聞・雑誌・愛読書などに関する事

<採用選考の方法について>

身元調査などの実施、合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

公正な採用選考の考え方についてご理解いただき、差別のない公正な採用選考の実施にむけて積極的な取り組みをお願いします。

【お問い合わせ先】

ハローワーク大分 事業所援助部門 TEL：097-534-8609